

**医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の実施件数**

実績期間：2025年1月～2025年12月

区分	項目		実施件数	
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	110	
	イ	黄斑下手術等	357	
	ウ	鼓室形成手術等	65	
	エ	肺悪性腫瘍手術等	217	
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	247	
	計		996	
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	92	
	イ	水頭症手術等	40	
	ウ	副鼻腔悪性腫瘍手術等	32	
	エ	尿道形成手術等	8	
	オ	角膜移植術	4	
	カ	肝切除術等	60	
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	22	
	計		258	
区分3	ア	上顎骨形成術等	13	
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	34	
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	10	
	エ	母指化手術等	6	
	オ	内反足手術等	0	
	カ	食道切除再建術等	11	
	キ	同種死体腎移植術等	2	
	計			
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	498	
	計			
その他	ア	人工関節置換術	215	
	イ	乳児外科施設基準対象手術	2	
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	79	
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	161	
	オ	経皮的冠動脈形成術		23
			急性心筋梗塞に対するもの	2
			不安定狭心症に対するもの	2
			その他のもの	19
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術		1
		経皮的冠動脈ステント留置術		107
			急性心筋梗塞に対するもの	22
			不安定狭心症に対するもの	9
			その他のもの	76
計		588		